令和８年度観光産業の魅力発信に係るインタビュー記事制作等業務
企画提案コンペ参加仕様書

１　委託業務の内容

（１）業務名

令和８年度観光産業の魅力発信に係るインタビュー記事制作等業務

（２）業務内容

業務仕様書のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和９年３月２９日（月）まで

（３）契約上限金額

２，００１，３４０円（消費税及び地方消費税を含む）

２　企画提案コンペを行う目的・参加条件に関する事項

（１）目的

当該企画提案コンペは、令和８年度観光産業の魅力発信に係るインタビュー記事制作等業務を委託すべき業者を選定するために実施する。

（２）参加条件

以下に掲げる条件を全て満たした者とする。

ア 参加資格

（ア）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

（イ）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

イ 共同事業体

共同事業体による参加も可とするが、以下条件をすべて満たすこと。

（ア）共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。

（イ）同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

ウ 最優秀提案者資格

（ア）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

（イ）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者。

（ウ）三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

３　企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

（１）質問の受付期間

令和８年１１月１７日（火）１７時まで

（２）提出方法・提出先

質問申請書（第６号様式）を、電子メールにて以下「16　担当課」宛て提出すること。

なお、電話にて受理を確認すること。

（３）質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や申請手続き等の事項に限るものとする。

（４）質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、令和８年１１月１８日（水）１７時までに三重県ホームページに掲載する。

４　企画提案コンペ参加にかかる提出書類

当該企画提案コンペの参加を希望する者は、以下提出書類を期限までに提出すること。

（１）提出書類（各１部）

ア　企画提案コンペ参加資格確認申請書（第１号様式）

イ　役員等に関する事項（第２号様式）

ウ　委任状（第３号様式）

※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合のみ

エ　共同事業体協定書兼委任状（第４号様式）

※共同事業体での参加の場合のみ

オ　その他、上記アに記載の添付書類一式

（２）提出期限

令和８年１１月１９日（木）１７時まで（必着）

（３）提出方法

電子メール、郵便や民間事業者の信書便による送付、持参のいずれかの方法。

なお、委任状（第３号様式）を提出する場合は、代表者印を押印した原本を提出すること。

また、持参以外の方法で書類を提出する場合は、提出期限までに担当課に受理の確認をすること。

（４）提出先

以下 16 に示す担当課

（５）資格審査及び結果通知

提出された書類により資格審査を行い、令和８年１２月１日（火）を目途に審査結果を電子メールにて通知する。

５　企画提案資料の提出

上記４により参加資格があることの通知を受けた者は、以下により企画提案資料を提出すること。

（１）提出資料

「提出を求める企画提案資料」のとおり

（２）受付期間

参加資格確認結果通通知日から令和８年１２月３日（木）１７時まで（必着）

（３）提出方法

電子メール、郵便や民間事業者の信書便による送付、持参のいずれかの方法。

なお、持参以外の方法で書類を提出する場合は、提出期限までに担当課に受理の確認をすること。

（４）提出先

以下 16 に示す担当課

６　企画提案コンペの実施方法

本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、「令和８年度観光産業の魅力発信に係るインタビュー記事制作等業務企画提案コンペ選定委員会（以下、選定委員会という。）」において審査のうえ、最優秀提案者を選定する。

（１）選定方法

提出された企画提案資料による書面審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比６０％）未満の提案は失格とする。また、この基準は一者提案となった場合も同様とする。

（２）書面審査

提案者が７者以上となった場合、選定委員会で書面審査を行い、優良提案者を６者選定する。書面審査の結果は、全ての提案者に対し令和８年１２月７日（月）１７時までに電子メールにて通知する。なお、書面審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、プレゼンテーション審査は行わない。

（３）プレゼンテーション審査

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を選定する。

ア　開催日時　令和８年１２月８日（火）１３時３０分以降

イ　開催場所　三重県本庁舎又は近隣施設会議室

ウ　開催形式　対面又はオンライン（各提案者の希望により実施）

エ　その他

事前に提出のあった企画提案資料のみを使用し、説明すること。

（４）審査結果の通知

プレゼンテーション審査の結果は、令和８年１２月９日（水）までに全ての参加者に電子メールにて通知するとともに、当該企画提案コンペの選定結果を三重県ホームページにて公表する。

７　評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

（１）合目的性

・業務の目的や仕様に合致し、目的を達成するために具体的かつ高い効果が期待できる提案内容となっているか。

・業務仕様書の内容について、漏れなく提案されているか。

（２）企画性（比重配点×２）

・独自のアイデアが盛り込まれ、工夫のある提案内容となっているか。

・ 記事の内容について、わかりやすいものとなっているか。
・ 記事、Instagram フィード投稿・リール動画の内容は、県内観光産業の魅力を感じられるものとなっているか。

（3）訴求力・ビジュアル性（比重配点×２）
・ 記事のデザイン、Instagram フィード投稿・リール動画の構成やデザインは、見た人に魅力が伝わりやすいものとなっているか。
・ Instagram の運用について、多くの流入が見込める内容となっているか。

（4）実施体制・実施計画
・ 業務を実施するうえで、適切な実施体制・実施計画が提案されているか。
・ 共同体での提案の場合、なぜ共同体を組むのか、また、それぞれの役割分担は明確になっているか。

（5）経済合理性
・ 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
・ 費用対効果の観点から見積額は合理的であるか。

８　最優秀提案者に提出を求める資料

最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

（1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の６ヶ月前までに発行したもの）（写し可）

（2）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の６ヶ月前までに発行したもの）（写し可）

（3）過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書及びその裏付けとなる書類（契約書の写し、契約の相手方が発行した契約履行実績証明書等の契約の履行が確認できる書類）

（4）三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあっては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件登録）登録申請書」

９　契約方法に関する事項

（1）最優秀提案者と、その提案内容をふまえ委託契約を締結する。

（2）契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとする。

（3）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第４項各号のいずれかに該

当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第４項１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

（４）契約書は２通作成し、双方各１通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（１円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

（５）契約は、三重県観光部観光戦略課において行う。

10　監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11　契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12　見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13　暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１）受託者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第２条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、受託者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除措置要綱第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15　その他

（１）企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。提出のあった企画提案資料等は返却しない。

（２）提出のあった企画提案資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
（３）契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
（４）成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
（５）次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
（６）その他必要な事項は、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）の規定によるものとする。
（７）委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により罰則があるので留意すること。
（８）当該企画提案コンペの落札決定の効果は、予算発効時において生じる。

16　担当課

三重県観光部観光戦略課　山際
〒514－8570　三重県津市広明町 13 番地
電話：059－224－2830　Email：kankost@pref.mie.lg.jp